

# 特定非営利活動法人自立生活センターK2定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人自立生活センターK2と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を千葉県柏市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、障害をもつ人々が、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を当事者主体で行い、福祉の充実を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の「保健、医療または福祉の増進を図る活動」を行う。

### (事業の種類)

第5条 本会は第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障碍者の自立生活にかかる支援事業
- (2) 障碍者の自立生活に関する情報の収集・提供事業
- (3) 障碍者の権利擁護を推進する事業
- (4) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業および人材養成事業
- (5) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
- (6) 福祉有償運送事業
- (7) 介護保険法に基づく訪問介護事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員を持って特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、本会の活動に積極的に参加する個人。

(2) その他の会員

利用会員 本会の目的に賛同し、法定外有料介助サービス等を利用するために入会した個人

支援会員 本会の目的に賛同し、経済面で援助していただくために入会した個人

団体会員 本会の目的に賛同し、活動面・経済面で援助していただく団体。

### (入会)

第7条 本会の正会員になろうとする者は、本会の目的に賛同し第4条に定める事業に積極的に協力できるものである。

2 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。理事長はその者が、前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。

### (入会金と会費)

第8条 本会の会員として入会を望む者は、別に理事会で定める年会費を払い込むことによって会員となることができる。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の1の該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、または正会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

## (退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

## (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 法令または本会の定款または規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、事前に、その会員に弁明の機会を与えるなければならない。

## (会費等の不返却)

第12条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 役員

### (役員の種類および定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、2人を理事長（法人を代表する複数代表制）、2人を副理事長とする。

3 本会の理事長は、1人は正会員で障害当事者とする。

### (選任等)

第14条 理事・監事は、総会で選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることはできない。

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

### (職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### (欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。  
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。  
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 本会の総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第22条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要な事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2カ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をした場合
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第15条第4項第4号の規定に基づき、監事から召集の請求があった場合

(招集)

- 第24条 総会は、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項その内容を示した書面を開催日の1週間前までに発して行わなければならない。

- 3 前条第2項の請求があった場合は、理事長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第26条 総会は正会員の2分の1以上出席した場合に開会することが出来る。

(議決)

- 第27条 総会の議事は別に定款に定めたものの以外、出席した正会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会において、第24条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席している正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の議決権は平等なるものとする。

- 2 止むを得ない理由のため総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

- 3 前項の規定により表決権を行使する正会員は、前2条及び次条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、本会と正会員の関係につき議決する場合においては、その正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会はこの定款に定めるものその他、次の各号に掲げる事項を議決する。(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することが出来る。

(議長)

第34条 理事会の議長は理事長もしくは理事長が指名したものがこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議決が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、本会と理事の関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決にあたっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金、会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第39条 本会の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第40条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行わなければならない。

### (事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

- 2 予算成立の日までは、理事長は理事会の議決を経て、前年度の予算に準じ収入支出することが出来る。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経たうえ、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならぬ。

- 2 決算上剩余金を生じたときは次年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第44条 この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上多数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第45条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

### (清算人の選任)

第46条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。

### (残余財産の帰属)

第47条 本会の解散（合併又は破産による解散を除く）の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人に譲渡するものとする。

### (合併)

第48条 本会は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

## 第7章 公告の方法

### (公告の方法)

第49条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

## 第8章 雜則

### (事務局)

第50条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員をおく。

3 事務局長は理事会で選任し、総会に報告する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (実施規則)

第51条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

役職名	氏名
代表 理事	茂田 喜子
副代表理事	小宮 清子
副代表理事	岸 竜太郎
理事	中村 文秋
同	白谷 隆秀
同	茂田 一義
同	山本 正子
監事	仲井真由美

3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本会設立の日から平成13年3月31日までとする。

4 本会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成12年3月31日までとする。

5 本会の設立当初の年会費の額は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

正会員費	5000円
利用会員	5000円
介助会員	3000円
支援会員	5000円
団体会員	10000円

6 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

7 2011年5月28日の総会議決に基づき定款変更申請を行い、千葉県より8月31日承認される。